

第 7 回放射性廃棄物ワーキンググループにおける 審議に際しての質問・意見等

平成 25 年 12 月 19 日
放射性廃棄物ワーキンググループ委員
東京電機大学 寿楽 浩太

1. 第 11 回基本政策分科会における増田委員長からの「放射性廃棄物 WG の検討状況について(報告)」に関して
 - ・ 当該報告については、文書のやりとりによる審議の過程において、事務局より、「今回の委員長報告は本 WG のこれまでの審議の経過を委員長の提出資料として用意しているもの」であり、本 WG における審議において得られた何らかの結論を正式に取りまとめた性質のものではない旨の回答を得たものと認識している。この認識のもと、当該報告文書の内容ならびに当該報告を実施することに賛同したものである。
 - ・ ところが、前回の WG ならびに当該報告後、当該報告文書の内容を「中間報告」「中間取りまとめ」等、何らかの結論が得られたとする報道が相次いだ。
 - ・ また、去る 12 月 5 日に朝日新聞社ならびに米プリンストン大学が主催したシンポジウムの席上にて、登壇した増田委員長から、当該報告文書を提示した上での講演があったが、これについての翌日の同紙報道では、「作業部会は来年にも、科学的に見た適地を示す方針」と、当該報告文書の内容は既決事項であると受け止めた上で、しかも、当該報告文書の内容を誤解したと思われる報道が見られた（本 WG 自身が「科学的に見た適地を示す」という議論はこれまでにない）。
 - ・ このように、当該報告文書を作成したことならびに当該報告を実施したことによって、審議においてすでに何らかの合意や結論が正式に得られており、それを根拠として政府が具体的な取り組みに着手するとの誤解が急速に広がっている。
 - ・ もちろん、個々の報道の内容の当否については当該報道機関が責任を負うべきではあるが、当該報告が何らかの意味での結論として受け取られる可能性については、当該報告文書作成のプロセスにおいて懸念を表明していたところであり、いわばその通りの結果となったことは大変遺憾である。

- ・ さらに、基本政策分科会において取りまとめられた、「エネルギー基本計画に対する意見（平成 25 年 12 月）」においても当該文書の内容がそのまま盛り込まれており、政策形成プロセスにおいて、事実上、本 WG からの正式な報告と同様に扱われた感がある。
- ・ 委員長ならびに事務局におかれては、このような誤解に対して、より積極的に訂正を促し、本 WG での審議に対する社会の信認を損ねることのないよう、改めてご尽力いただくことを希望する。
- ・ 特に、委員長ならびに事務局におかれては、当該文書ならびに当該報告の本来の性質について改めて明快な説明をいただくことを希望する。また、本 WG における審議の進捗について誤解が広がっていること、ならびに本 WG おいて正式に取りまとめられていない事柄が上位の審議体において正式な取りまとめに盛り込まれたことについて、見解を伺いたい。

2. 「最終処分関係閣僚会議」における経済産業大臣からの報告内容と官房長官記者会見における説明について

- ・ 前項で指摘した一連の経緯に続いて、12 月 10 日には、閣議において総理大臣より「高レベル放射性廃棄物問題の解決に向けて、国が前面に立って取り組むべく、関係閣僚で新たな取組方針の検討を行うこと」が指示され、これを受けて同 13 日に「最終処分関係閣僚会議」の設置が閣議にて口頭了解、同 17 日に第 1 回同会議が開催され、その場で「高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題については先送りをせず、政府が一丸となって、国が前面に立って取組を進めていくことを確認」している。
- ・ これに関して、同 17 日の官房長官記者会見において、官房長官より、「政府として候補地を選定」との発言がなされている。
- ・ しかし、本 WG の審議においては、最終処分施設あるいは保管施設等の立地が必要な場合の候補地選定において、科学的な知見等に基づいて適地の基準を示すことの有用性や妥当性が認識されたに過ぎない。また、前項で指摘した一連の経緯においても、「政府として候補地を選定」するべきとの趣旨は示されていないものと理解している。
- ・ むしろ、あくまでも候補地選定は当該地域の主体的な判断によるべきであり、その際には幅広く住民の参加を経た意思決定が行われる必要があるとの認識が示されてきていると理解している。

- ・ 官房長官発言はこうした趣旨とはニュアンスを異にするとも解釈できるものである。
- ・ そこで、「最終処分関係閣僚会議」において、経済産業大臣から関係閣僚等に対してどのような説明を行ったのか、その内容は本 WG でのこれまでの審議経過や基本政策分科会での審議経過等とどのような関係にあるのか、事務局より報告ならびに説明をお願いしたい。
- ・ また、同会議の設置等、直近における高レベル放射性廃棄物処分に関する一連の動きを踏まえた上で、経済産業大臣から本 WG に対する諮問の内容について、事務局より改めて説明いただきたい。

3. 今後改めて議論を深めるべき事柄について

- ・ なお、上記で指摘した一連の動きにおいて取りざたされている、「可逆性・回収可能性の担保」「代替処分オプションに関する調査・研究」「科学的により適性が高いと考えられる地域の提示」「多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組み」「施設受入地域の持続的発展に資する支援策」等の提案は、現時点ではいずれもその重要性や有用性について、大枠の議論をしてきたにとどまっている。
- ・ 上記項目等について、本 WG でのこれまでの審議を以て、十分な検討を行ったとすることは適当でない。
- ・ 必要に応じて関係する専門家、学会等の協力を得て学術的な評価を行ったり、適切な市民参加の仕組みを準備して広く社会の要望や懸念に耳を傾けたりしながら、政策の質と正統性を高めていく必要がある。
- ・ 本 WG で今後さらに審議を深めるべき事柄についての整理は行われているのか。現状の委員構成では十分に専門的な審議を尽くせない事柄や、地層処分技術 WG 等、他の審議体と適切に連携・分担して審議を行うべき事柄もあるものと思われる。
- ・ なるべく近い時期の本 WG において、こうした事柄について議論を行い、何をどのような順序で議論するのかについての見通しを持って審議を続けていくべきと考えるが、委員長ならびに事務局のお考えをお聞かせ願いたい。

以上